

盲導犬の犬登録手数料等免除取扱要領

(目的)

第1条 盲導犬によって社会活動を営む身体障害者に対し、蒲郡市手数料条例第7条第1項の規定に基づき次に掲げる手数料を免除して社会参加への援助とする。

(免除の対象となる手数料)

第2条 蒲郡市手数料条例の別表の狂犬病予防法関係の手数料

(免除の対象者)

第3条 道路交通法施行令第8条第2項の規定に基づき、国家公安委員会の指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けた犬を使用している者であること。

(事務処理の方法)

第4条 盲導犬使用者から犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料(以下「登録手数料等」という。)の免除の申請があった場合は、国家公安委員会が指定した盲導犬育成施設で発行した盲導犬使用者証及び身体障害者手帳を提示させ確認すること。

2 犬の登録手数料等の免除の申請は、犬登録手数料等免除申請書(別紙様式)によるものとする。

3 市長から免除の決定通知を受けたものについては、一般の場合と同様に犬登録申請書を受取り、鑑札及び狂犬病予防注射済票(以下「鑑札等」という。)を交付し、犬登録申請書及び狂犬病予防注射済票交付整理簿に必要事項を記載した後、手数料免除の奥書証明を行うこと。

4 前項の鑑札等の再交付については、一般の場合と同様に取り扱うこと。

附 則

この要領は平成12年4月1日から施行する。